

東京女子医大

「特定機能病院」を返上

医師逮捕 心臓移植自粛も検討

東京女子医大病院(東京・新宿)で昨年三月に心臓手術を受けた女兒(当時12)が手術ミスで死亡した事件で、同病院は二十八日、高度の医療を提供する特定機能病院の承認を厚生労働省に返上することを決めた。同省は七月十二日に医療分科会を開き、対応を検討する。同病院は当面、心臓移植の自粛も検討しており、患者への影響は避けられない見通しだ。



会見で頭を下げる東京女子医大病院の林直諒院長(左)と東間副院長(28日午後、東京都新宿区)

特定機能病院を返上する理由を説明した。医療法に基づく特定機能病院の処分には「指導と再審議」や「経過観察」があるが、最も重い「承認取り消し」は例がない。一九九九年に横浜市立大病院(横浜市)で起きた患者を取り違えて手術した事件では、当時の安全管理体制の不備を理由に取り消す制度がなかったため、厚生省(当時)が設置者である横浜市長に承認の辞退を勧告。同病院側が自主的に返上している。

「医療不信の声が高まる中でこのような事態を引き起こした」とはもはやおろそかにならない。東京女子医大病院では二十八日午後、林直諒院長らが苦渋に満

「マニュアルと教育必須」 院長、不備認め苦渋の会見

「医療不信の声が高まる中でこのような事態を引き起こした」とはもはやおろそかにならない。東京女子医大病院では二十八日午後、林直諒院長らが苦渋に満ちた表情で会見した。林院長は逮捕の一報を聞いたのは午前十時ごろ。「予想外のことだ驚いている」と述べ、「誓いで着脱記録を改ざんした」とされることについて東間副院長は、「修正し

たのは確かだが、(瀬尾容疑者が)そう思ったからやったのだ」と話した。証拠隠滅の意図を否定した。今回の事件では、人工心肺装置のトラブルに医師らが適切な対応を取れなかったことが既に判明。同院長は、「以前はマニュアルより名人芸が重視されたが、現代医療

はマニュアルと教育が必須ということを肝に銘じたい」と話し、病院の安全教育の不備を認めた。ただ、自らの責任問題については、「体制刷新は考えているが、自分の上司とも相談しなければ……」と歯切れの悪い回答。「院内の懲戒委員会が検討する」などと発言するにとどまった。

た形になっている。同病院は二〇〇〇年に再承認を見送られたが、昨年一月に再承認を受けた。厚労省医政局の大谷泰夫総務課長は同日、「安全を使命とする病院、特に特定機能病院が信頼を著しく損なった。大変遺憾だ」とした上で、「分科会が自主的な返上を認めず、承認取り消しという行政処分を過ぐ余地はある」としている。

承認がなくなれば、入院基本料などで診療報酬を計算できるなどの優遇措置が適用されなくなり、横浜市立大病院のケースから考えると、少なくとも年間一千万円以上の減収になる。同病院は大阪大病院と国立循環器病センター(大阪府吹田市)と並び、(大阪府吹田市)と並び、移植関係学会合同委員会が指定する心臓移植を実施できる国内三施設の一つだが、林院長は「心臓移植は、個人的にはしばらくは自粛したいと思」と表明した。今後、日本臓器移植ネットワークと協議するといっ

林院長は「待機中の患者の転院もあり得る」とするが、同病院は東日本では唯一の心臓移植ができる病院だけに、脳死移植の待機患者への影響も懸念される。